

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者の皆さんへ 高額医療・高額介護合算療養費制度の受付が始まりました

高額医療・高額介護合算療養費制度とは、医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療制度など）と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

●対象世帯は

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、その合算額が自己負担限度額を超えた世帯が対象です。
※毎年7月末日時点で、同一の医療保険に加入している人を同一世帯として合算します。そのため、同じ世帯に国民健康保険の加入者と後期高齢者医療制度の加入者がいる場合など、異なる医療保険の自己負担額を合算することはできません。

対象となる世帯には2月から順次案内を送付しています。

※平成20年4月から平成21年7月までの間に加入している医療保険や介護保険の種類に変更があった場合は、自己負担額の把握ができないため、申請の対象となる旨のお知らせをすることができません。対象と思われる場合は、お問い合わせください。

●支給額の算定方法

高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が、年間で自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得によって異なります。

※ただし、支給額が500円に満たない場合は支給されません。

【自己負担限度額一覧表】

負担区分	後期高齢者医療制度	国民健康保険 (70歳～74歳)	国民健康保険 (70歳未満)
上位所得者	—	—	126万円【168万円】
現役並み所得者	67万円【89万円】	—	—
一般所得者	56万円【75万円】	62万円【83万円】	67万円【89万円】
低所得者	Ⅱ	31万円【41万円】	34万円【45万円】
	Ⅰ	19万円【25万円】	

※平成20年度分については、平成20年4月～平成21年7月の16か月（【 】の額）で算定します。ただし、平成20年8月～平成21年7月の合算額で計算したほうが支給額が多くなる場合は、12か月の合算額で算定します。

※負担区分は、原則として平成21年7月末日時点の医療保険の負担区分が適用されます。

●申請方法

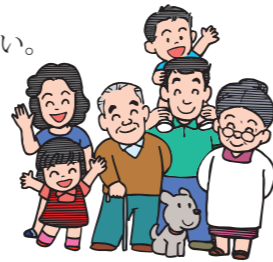
申請に必要なものをもって、市健康保険課又は各総合支所市民生活課までお越しください。

●申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 印鑑（認め印可、スタンプ式の印鑑は不可）
- 通帳など口座番号が分かるもの
- 医療保険及び介護保険の自己負担額証明書（加入している医療保険や介護保険の種類に変更があった人のみ）

○申請手続き後に合算計算を行うため、申請された時点では支給できるか否かはわかりません。申請後に支給・不支給にかかわらず、後日、決定通知書をお送りします。

○平成21年7月末日時点で社会保険に加入している人は、勤務先にご確認ください。



【問い合わせ・申請先】市健康保険課（1階⑤・⑥番窓口） ☎ 0994-31-1162 各総合支所市民生活課

健康増進課からのお知らせ

一般健康相談
自分や家族の健康に関する

健康

【問い合わせ】
全国健康保険協会鹿児島支部
☎ 099-219-1734

	平成21年度	平成22年度
健康保険料率	8.22%	9.36%
介護保険料率	1.19%	1.50%

※3月分保険料(4月納付分)から実施

協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率
が変更になります
全国健康保険協会（協会けんぽ）では、医療費の支出が増加しているため、健康保険料率及び介護保険料率を改定して、保険料率の引き上げを行います。
加入者の医療と健康と生活を支えるため、加入者・事業主の皆さんには、ご理解をいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】
市健康増進課
☎ 0994-41-2110

●相談日
市保健相談センター・輝北総合福祉センター
4月20日（火）
吾平保健センター
4月16日（金）
串良ふれあいセンター
4月12日（月）
●時間
9時30分～11時30分
13時～15時
●市保健相談センターは9時から行います。
●内容
栄養、運動、休養、歯科に関する相談、血圧測定、尿検査
●この健康相談日
こころの健康づくりや病気になる前に、相談員や保健師が相談に応じます。
●日時
4月20日（火）の9時～11時30分と13時～15時

【問い合わせ】
（株）まちづくり鹿屋
☎ 0994-35-1001

●鑑賞料
一般 1,800円
高・大学生 500円
中学生以下 0円
60歳以上 1,000円
※上映期間、上映時間、鑑賞料は変更する場合があります。
●上映期間
4月3日（土）～5月7日（金）
●上映時間
126分
●上映時間
10時、13時、16時、19時
※4月24日（土）から5月7日（金）は19時のみとなります。
●映画「おとこ」
映画情報
リナシアター

固定資産課税台帳の閲覧及び土地（家屋）価格等縦覧帳簿の縦覧のお知らせ

市では、適正かつ正確な課税を行うために、関係者に対して、閲覧及び縦覧を行います。

項目	閲覧	縦覧
閲覧・縦覧できるもの	固定資産課税台帳	土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿
記載内容	土地・家屋の所在、種類、面積、評価額、課税標準額、税額等	土地・家屋の所在、種類、面積、評価額
期間	4月1日～平成23年3月31日	4月1日～5月31日
場所	税務課、各総合支所地域振興課、各出張所	税務課、各総合支所地域振興課
手数料	1件につき200円 ※4月1日～5月31日の縦覧期間は無料	無料
閲覧・縦覧できる人	●土地、家屋、償却資産の所有者及び関係者（所有者と同居の親族、納税管理人、借地人、借家人、代理人）	●固定資産税の納税者及び関係者（納税者と同居の親族、納税管理人、代理人） ●固定資産税が課税されない人は縦覧帳簿の縦覧はできません。 ●土地のみの納税者は土地縦覧のみ、家屋のみの納税者は家屋縦覧のみ縦覧できます。
窓口に持参するもの	印鑑、委任状（代理人による閲覧・縦覧の場合のみ） 所有者以外の方が閲覧する場合、身分証明書、関係者であることが証明できる書類等	—

【問い合わせ】市税務課（1階⑮・⑯番窓口） ☎ 0994-43-2111 内線 3126・3129